

教委職企第2335号  
平成28年3月31日

私学・大学課長 様  
子育て支援課長 様

教職員企画課課長

「免許状更新講習の受講に関する規則」の一部改正について（通知）

標記について、下記のとおり改正しましたので通知します。

## 記

### 1 規則名

免許状更新講習の受講に関する規則

### 2 改正概要

- (1) 義務教育学校等の創設に伴い、免許状更新講習免除対象者に、義務教育学校を設置する学校法人の理事を追加する。（第2条第2項第2号）
- (2) 幼保連携型認定こども園の創設に伴い、免許状更新講習免除対象者に、「幼保連携型認定こども園」を設置する学校法人及び社会福祉法人の理事を追加する。（第2条第2項第3号、第3条第2項第3号及び第4条第2項第3号）

### 3 施行日 平成28年4月1日

### 4 参考

免許状更新講習免除ができるのは、次のいずれにも該当する方です。

- ・ 修了確認期限（有効期間の満了の日）の2年2か月前から2か月前の2年間に該当する方
- ・ 法令で定められた事由にあたる方【今回改正】
- ・ 申請時点で更新講習の受講義務者にあたっている方【今回改正】

免許状更新講習免除の申請手続については、以下のリンクをご覧ください。

[http://www.pref.osaka.lg.jp/annai/menkyo/detail.php?recid=5414&sin\\_recid=11527#shinsei](http://www.pref.osaka.lg.jp/annai/menkyo/detail.php?recid=5414&sin_recid=11527#shinsei)

(担当)  
教育委員会教職員企画課  
免許グループ 西川  
内線（3500）